

## 議題 1

天理市地域公共交通活性化協議会財務規定の改正及び令和2年度補正予算（第2号）（案）について

○天理市地域公共交通活性化協議会財務規定の改正について

天理市地域公共交通活性化協議会の繰越金につきまして、もともと天理市からの負担金であるため、当協議会より天理市に対し、償還金として返還する必要があることから、補正計上するに当たり、次のとおり規定の一部を改正する。

天理市地域公共交通活性化協議会財務規定別表第2（第4条関係）中、

「

3	予備費	1	予備費	1	予備費
---	-----	---	-----	---	-----

」を

「

3	諸支出	1	償還金	1	償還金
4	予備費	1	予備費	1	予備費

」に改める。

天理市地域公共交通活性化協議会財務規定の一部改正新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第2（第4条関係） 歳出予算の款、項及び目の区分			別表第2（第4条関係） 歳出予算の款、項、目の区分		
款	項	目	款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費	1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費		2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 諸支出	1 償還金	1 償還金	3 予備費	1 予備費	1 予備費
4 予備費	1 予備費	1 予備費			

# 天理市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

平成20年3月27日制定

## （趣旨）

第1条 この規程は、天理市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規程に基づき、天理市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （予算）

第2条 協議会の予算は、天理市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに天理市長に送付しなければならない。

## （予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮り承認を受けるものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

## （予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

## （予算の流用等）

第5条 会長は歳出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

## （出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、天理市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅延なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第8条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに天理市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項、目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 諸支出	1 償還金	1 償還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

○令和2年度天理市地域公共交通活性化協議会補正予算（第2号）（案）について

天理市地域公共交通活性化協議会 令和2年度補正予算第2号(案)

令和2年度天理市地域公共交通活性化協議会の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,736,417円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,873,417円と定める。

(財務規定の改正に伴う歳出予算の款、項及び目の区分の取扱い)

令和2年度の予算に関しては、別表第2(第4条関係)歳出予算の款、項及び目の区分「3 予備費」とあるものは「4 予備費」と読み替えるものとする。

1 歳入

(円)

科 目			現計予算額	補正額	計	備 考
款	項	目				
1	負担金	1 負担金	35,768,000	0	35,768,000	天理市負担金
2	補助金	1 補助金	4,000,000	0	4,000,000	令和2年度安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金
3	繰越金	1 繰越金	12,168,000	14,736,417	26,904,417	
4	諸収入	1 雑収入	1,000	0	1,000	預金利息
歳入合計			51,937,000	14,736,417	66,873,417	

2 歳出

(円)

科 目			現計予算額	補正額	計	備 考
款	項	目				
1	1	会議費	7,000	0	7,000	協議会陪い
	2	事務費	103,000	0	103,000	協議会運営事務費
2	1	事業費	50,826,000	-856,000	49,970,000	
(事業費内訳)						
■コミュニティバス経費						
		西部線・(仮称)東部線運行委託料	37,619,000	-1,210,000	36,409,000	【補正内容】 ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の上限額改訂に伴う補助金の増額 ・コミュニティバス東部線の年末運行経費等の追加
		コミュニティバスその他経費	419,000	0	419,000	
■デマンドタクシー経費						
		デマンドタクシー運行委託料	12,425,000	354,000	12,779,000	【補正内容】 ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の上限額改訂後の按分率変更に伴う修正
		デマンドタクシーその他経費	363,000	0	363,000	
3	1	償還金	0	15,000,000	15,000,000	【補正内容】 ・天理市への償還金
4	1	予備費	1,001,000	592,417	1,593,417	
歳出合計			51,937,000	14,736,417	66,873,417	